

地域密着型サービス事業者 管理者 様
介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者 管理者 様

北アルプス広域連合
広域連合長 牛越 徹
(公印省略)

令和7年度介護職員等処遇改善加算実績報告について（通知）

日頃から、適切な介護サービスの提供に御尽力いただき、御礼申し上げます。

このことについては、厚生労働省から発出された「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和7年度分）」（令和7年2月7日老発 0207第5号厚生労働省老健局長通知）により、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに提出することとされています。

つきましては、令和7年度に介護職員等処遇改善加算を算定した事業者は、下記により実績報告書を提出してください。

記

1 提出書類

- (1) 介護職員等処遇改善加算等実績報告書（別紙様式3-1）
- (2) 介護職員等処遇改善加算等実績報告書（別紙様式3-2 個票）

2 提出方法 電子メール

3 提出先 北アルプス広域連合介護福祉課サービス基盤調整係

4 提出期限 令和8年7月31日（金）まで

5 各種通知・様式について

北アルプス広域連合ホームページ

http://www.kita-alps.omachi.nagano.jp/gyoumu/kaigo_siteisinsei.html

6 留意事項

- (1) 複数の事業所をまとめて届出している事業所の中に、北アルプス広域連合指定以外の事業所が含まれている場合は、その指定権者にも実績報告書の提出が必要となります。各指定権者の指示に従っていただき、ご対応をお願いします。
- (2) 提出が必要となる別紙様式3-1及び3-2は、1つのエクセルファイルにおいて、シートごとになっています。基本情報入力シートの黄色セルに入力することで、加算の対象事業所等に関する基本的な情報が、各様式に自動的に転記されます。基本情報入力シートへ入力後、別紙様式3-2、3-1へ入力する分類に従い、各色付きセルへの入力をお願いします。
- (3) 加算の算定要件は、「賃金改善額が加算による収入額を上回ること」です。悪質な事例については、全額返還となる場合があります。

(4)実績報告書の記載誤りが多くなっておりますので、作成に当たっては必ず『記入例』をご参照いただきますようお願いいたします。

(5)介護分野の文書に係る負担軽減のため、実績報告書の内容を証明する添付資料を一律に求めませんが、北アルプス広域連合からの求めがあった場合には速やかに提出をお願いします。

(6)加算以外の部分で賃金水準を引き下げたまま実績報告を行う場合は、別紙様式5「特別な事情に係る届出書」の提出もお願いします。

※「処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、「本年度の賃金の総額」から「本年度の各加算による賃金改善所要額の総額」を除いた額と、「前年度の賃金の総額」から「前年度の各加算額及び独自の賃金改善額」を除いた額を比較した上で、加算等の影響を除いた賃金額の水準を引き下げないことを言います。

7 その他

(1)請求漏れ、エラー等の理由により、賃金改善実施期間の終期までに支払うことができなかった場合、翌年度の実績報告に含めて報告してください。

(2)介護職員等処遇改善加算の制度や実績報告書記入方法等は、厚生労働省相談窓口へお電話ください。（電話番号：050-3733-0222、受付時間：土日含む9時から 18 時まで）

参考 長野県ホームページ

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/shogukaizenshien20250306.html>

厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/index.html>

北アルプス広域連合

担当：介護福祉課サービス基盤調整係

電話：0261-22-7196 FAX：0261-22-7011